

# 大分県報

令和五年  
号外（三）  
三月三十一日

（金曜日）

## 目次

### 規則

大分県港湾施設管理条例施行規則の一部改正……………一

### 規則

大分県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和五年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第二十三号

#### 大分県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

大分県港湾施設管理条例施行規則（昭和五十一年大分県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第八項中「・領収書」を削り、同条第九項ただし書を削る。

第八条に次の一項を加える。

4 第一項の使用料等は、前三項に規定する方法により一括して徴収するものとする。ただし、許可に係る期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の使用料等は、毎年度、当該年度分を四月末日までに徴収するものとする。

第九条第二項中「使用の」を「使用又は占用の」に、「四回までに限り」を「別に定めるところにより」に改める。

第四号様式の二及び第四号様式の三を次のように改める。

#### 第4号様式の2（第3条関係）

給水・給電施設使用券

発行番号

氏名	
使用施設	給水・給電 施設管理番号（ ）、船舶の係留場所（ ）
給水使用日時	年 月 日 時
給電使用日時	年 月 日 時
使用料	円

注1 別府港北浜ヨットハーバーの開場時間は、9時から17時までです。

2 施設の使用中は、管理人が使用券の提示を求めることがありますので、この券を常時携帯してください。

3 使用後は、管理人にその旨を報告してください。

第4号様式の3（第3条、第8条関係）

別府港北浜ヨットハーバー駐車場使用券

発行番号

氏名		
車両番号		
浮棧橋等 使用者	船舶の係留・保管 場所	
	許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
その他の 者	入 場	年 月 日 時 分
	出 場	年 月 日 時 分
	使用料	円
備 考		

- 注1 本ヨットハーバーの開場時間は、9時から17時までです。17時を過ぎると出入口を施錠する必要があります。施錠したことから、翌日の9時以降に出場することになった場合、浮棧橋又はボートヤードの利用者以外の者については、その使用時間についても使用料をお支払いいただきます。
- 2 駐車している間は、この券はダッシュボードの上など外から見えやすい場所に置いてください。
- 3 使用料の納入後は、速やかに出場してください。
- 4 浮棧橋又はボートヤードの利用者について、この券は、これらの施設を使用している間に限り有効です。
- 5 紛失、盗難、事故等については、一切の責任を負いません。

第四号様式の四を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。  
（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の大分県港湾施設管理条例施行規則第三条第九項の規定により交付されている同規則第四号様式の三又は第四号様式の四の使用券は、改正後の大分県港湾施設管理条例施行規則第三条第九項の規定により交付された同規則第四号様式の三の使用券とみなす。

- 3 改正前の大分県港湾施設管理条例施行規則第四号様式の三の規定による用紙（領収書の部分に限る。）は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。